

(3) 申告に必要なもの

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の書類をご持参ください。

- ①本人確認書類(「番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)」と「身元確認書類(運転免許証、パスポート等)」)
※代理人が申告に来る場合は、本人確認書類の写し
- ②印鑑
- ③給与・公的年金等の源泉徴収票
- ④個人年金支払調書
- ⑤報酬・賃金等の支払額の証明書等収入額が分かるもの
- ⑥営業・不動産・農業収入のある人は、収支内訳書、帳簿、領収書など
※事前に収支内訳書の作成、または費目ごとの集計をお願いします
- ⑦社会保険料控除を受ける場合は、社会保険料の領収書または証明書
- ⑧配偶者・扶養控除を受ける場合は、配偶者・被扶養者の所得が分かる書類(源泉徴収票など)と、被扶養者の“マイナンバー・住所・氏名・生年月日・続柄”が分かるもの
- ⑨医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」、医療費の領収書、保険金等の補填額が分かる書類(補填額が確定していない場合は見込額で計算し、後日修正が必要な場合は修正申告等を行うこととなります)
セルフメディケーション税制を選択される場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」、健康の保持増進および疾病の予防への取組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザ予防接種領収書、検診の結果通知表等)、スイッチOTC医薬品領収書、保険金等の補填額が分かる書類
- ⑩障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳など
- ⑪生命保険料控除を受ける場合は、生命保険、個人年金保険、介護医療保険の控除証明書
- ⑫地震保険料控除を受ける場合は、地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- ⑬住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)(2年目以降のもの)を受ける場合は、住宅借入金等特別控除額の計算明細書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
※初年度は、長尾税務署で確定申告をしてください。なお、農業所得とあわせて申告する人はご相談ください。
- ⑭政党等寄付金等特別控除を受ける場合は、寄附金の受領書や選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」など
- ⑮勤労学生控除を受ける場合は、在学証明書や学生証の写し
- ⑯申告者本人の預貯金通帳など口座番号が分かるもの(所得税が還付になる場合)
※所得と控除の内容がわかる書類をご持参ください。

(4) ご注意いただくこと

- ①配偶者控除や扶養控除を申告される場合は、同じ人を複数の方が扶養申告した状態の「重複扶養」に十分ご注意ください。
一旦、課税処理されますが、扶養が重複している場合は扶養内容について調査・確認し、法に基づきどちらかの扶養控除を取消して税額の変更を行います。
次の例のような場合は、申告期間中に扶養控除等の修正をする申告を行ってください。
(例1) 公的年金の届出等で、すでに父が母を配偶者控除で申請していることを、子が知らずに母を扶養控除として申告したため、母が父と子の両方の扶養控除として二重に申告されている。
(例2) 夫婦がそれぞれの職場で年末調整し、同じ子を扶養親族としている。
- ②配偶者控除や扶養控除を受ける場合は、扶養親族の「マイナンバー・氏名・住所・生年月日・続柄」が必要です。誰が扶養親族か特定できない場合は、控除が受けられませんのでご注意ください。
※被扶養者は、申告者と生計を一にしている6親等内の血族または3親等内の姻族に限ります。
- ③控除書類などの原本の添付が必要なものは原本を、写してよいものはその写しをご持参ください。
原本を添付する必要がある書類のご自身用の控えは、あらかじめコピーし原本をお持ちください。
※申告会場にはコピー機がありません。

市・県民税申告納税相談の会場と日程について

お住まいの地域の受付日と会場は、**6ページと7ページ**をご覧ください、受付時間内にお越しください。

混雑を軽減するため、日時と会場の地区割に、ご協力とご理解をお願いします。

【問】税務課 ☎電話(087)894-1118